

仕 様 書 （金沢市東部管理センター 2号物件）

1 施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、金沢市が設置者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行う。

2 設置予定日 令和 7 年 9 月 1 日（設置日時等は、事前にごみ減量推進課と調整すること。）

3 設置場所 金沢市東部管理センター 2 階（金沢市鳴和台 359 番地） （別紙配置図参照）

4 設置機種 清涼飲料水自動販売機（缶・ペットボトル等清涼飲料水）

5 販売品目等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 販売品目 | 容器：缶・ペットボトル等
内容：酒類を除く飲料
ただし、ノンアルコール飲料であっても酒類を連想させる飲料は不可（ビール、ワイン、カクテル、酎ハイ、日本酒、焼酎、梅酒等） |
| (2) 商品選択可能数 | 30 商品以上 |
| (3) 外形寸法 | 幅 120cm×奥行 90cm×高さ 190cm 以内
開庁時間において、現地を確認すること。 |
| (4) 電源 | 単相 100V |
| (5) 標準装備 | CO2 排出抑制や省エネに考慮したタイプの機種とすること。 |
| (6) 安全対策 | JIS 規格「自動販売機の据付基準」や業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」等の基準に従い、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。 |
| (7) デザイン | 特に指定しない。ただし、著しく派手なものについては、不可とする。（通常の飲料メーカーの塗装程度は可とする。）
事前にごみ減量推進課と調整すること。 |
| (8) 電気メーター | 電気・水道の使用量を計る個別メーター（カバー付）を設置すること。 |

6 設置及び撤去

設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて借受人の負担とする。

7 使用電気料及び水道料

電気・水道等の光熱水費（個別メーター設置にかかる経費も含む。）もすべて借受人の負担とする。個別電気メーターにより金沢市が計測し算出した光熱水費負担金を各年度末に納入通知書によって支払うこと。

8 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって金沢市に申請し、その承認を得ること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

9 原状回復

借受人は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、借受人は一切の補償を金沢市に請求することができない。

10 報告義務

借受人は、本貸付にかかる自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、金沢市の求めるときに書面又はデータで提出すること。

11 使用済み容器の回収

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを金沢市指定の台数、場所に設置し、借受人の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、金沢市からの指示により随時回収すること。

ただし、隣接する自動販売機の設置者と調整して、必要数の回収ボックスを設置することを認める。その際には、事業者間の責任分担を明確にしておくこと。

12 維持管理

自動販売機の手配、点検修理、商品の補充、売上金回収、使用済み容器の回収、清掃等、一連の作業を、借受人の責任を持って実施するフルサービス方式で管理を行うこと。

原則週1回以上、自動販売機の販売品目を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。

13 不具合への対応

自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、借受人の責任において迅速に対応すること。

【参考】

- 配置職員数 約 40 人
- 令和 6 年度売上本数 約 1,100 本
- 令和 6 年度電気料単価 21.46 円/kwh

東部管理センター 2階

【凡例】

■ 自販機

● 回収ボックス
(空き缶、ペットボトル入れ)

